

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月30日

栃木県知事
福田 富一 様

提出者

住 所 栃木県真岡市田町1515-4

氏 名 剋真建設株式会社

代表取締役 小林 克男

電話番号 0285-82-9311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	剋真建設株式会社
事業場の所在地	栃木県真岡市田町1515-4
計画期間	令和 5年 4月 1日~令和 6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	建設完成工事高 2,477,884千円/年
③ 従業員数	46名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 設計図書及び発注者の指示に従い適切に処理しています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持とします。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 設計図書及び発注者の指示に従い適切に処理しています。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持とします。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

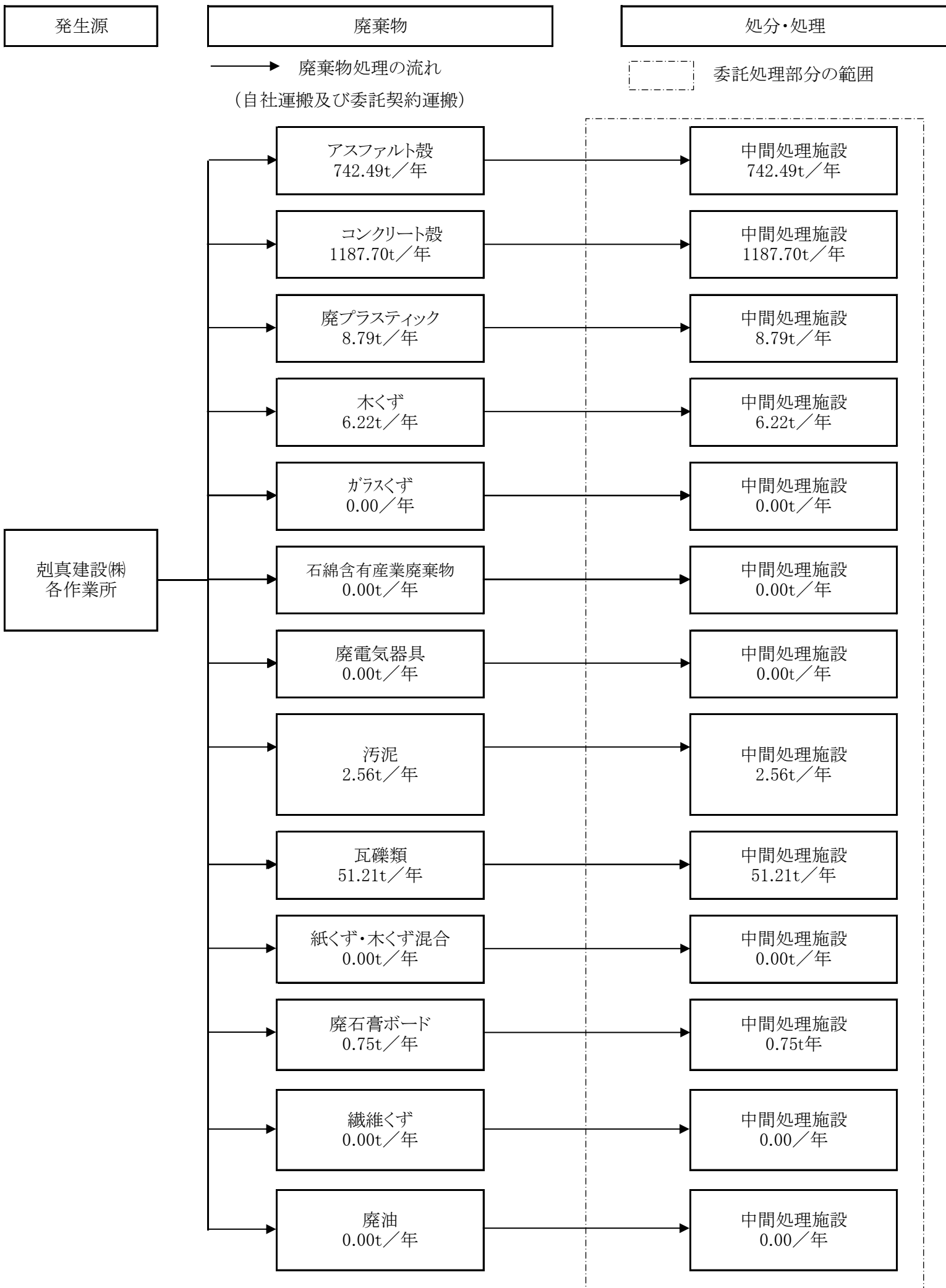
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 状現	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

〈廃棄物処理の一連の工程〉

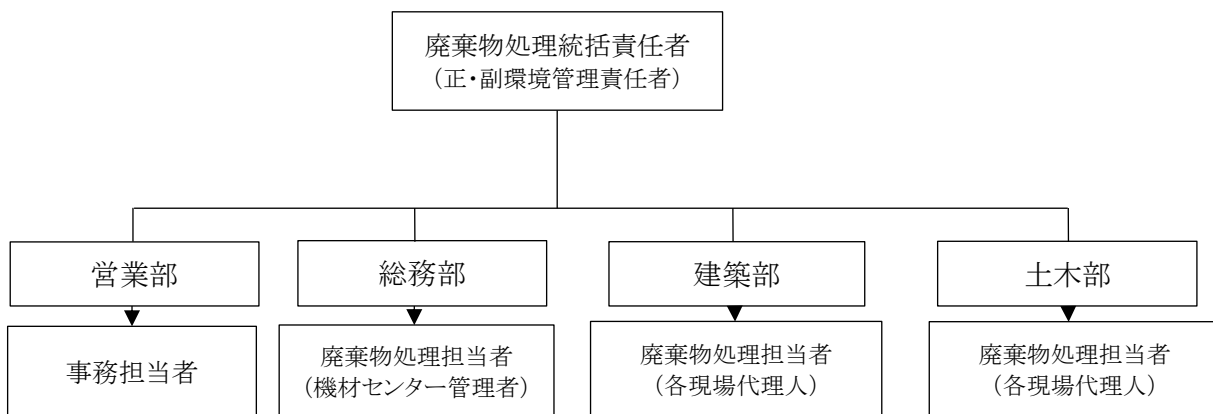


〈廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項〉

①責任者及び役割

責任者の区分	役職及び所属	権限及び責任の範囲
廃棄物処理 統括責任者	環境管理責任者 (正・副)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物管理表交付等状況報告書の作成 ○廃棄物処理計画書の作成 ○社員への廃棄物適正処理の教育及び推進 ○廃棄物処理関連事項の確認・決定・承認
廃棄物処理 担当者	土木・建築部 (各現場代理人)	<ul style="list-style-type: none"> ○収集運搬・処理業者の調査、選定 ○現場のマニフェストの交付及び廃棄物の管理 ○協力業者に対する教育の徹底 ○委託契約の締結
	総務部 (機材センター管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ○収集運搬・処理業者の調査、選定 ○機材センターのマニフェストの交付及び廃棄物の管理 ○委託契約の締結
事務担当者	営業部	<ul style="list-style-type: none"> ○マニフェストの購買・各現場へ配布 ○再生資源利用実施書の作成

②廃棄物管理組織体制



令和4年度産業廃棄物の種類別発生・処理実績

令和5年度産業廃棄物の種類別発生・処理計画

上段：令和4年度
下段：令和5年度

廃棄物の種類	年度	排出量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全委託処分量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
アスファルト殻	4	742.49 t	—	t	—	t	—	t	—	t	742.49 t	—	t	742.49 t	—	t	—	t
	5	742.49 t	—	t	—	t	—	t	—	t	742.49 t	—	t	742.49 t	—	t	—	t
コンクリート殻	4	1,187.70 t	—	t	—	t	—	t	—	t	1,187.70 t	—	t	1,187.70 t	—	t	—	t
	5	1,187.70 t	—	t	—	t	—	t	—	t	1,187.70 t	—	t	1,187.70 t	—	t	—	t
廃プラスチック類	4	8.79 t	—	t	—	t	—	t	—	t	8.79 t	—	t	8.79 t	—	t	—	t
	5	8.79 t	—	t	—	t	—	t	—	t	8.79 t	—	t	8.79 t	—	t	—	t
木くず	4	6.22 t	—	t	—	t	—	t	—	t	6.22 t	—	t	6.22 t	—	t	—	t
	5	6.22 t	—	t	—	t	—	t	—	t	6.22 t	—	t	6.22 t	—	t	—	t
ガラスくず	4	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
	5	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
石綿含有産業廃棄物	4	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
	5	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
廃電気器具	4	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
	5	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
汚泥	4	2.56 t	—	t	—	t	—	t	—	t	2.56 t	—	t	2.56 t	—	t	—	t
	5	2.56 t	—	t	—	t	—	t	—	t	2.56 t	—	t	2.56 t	—	t	—	t
瓦礫類	4	51.21 t	—	t	—	t	—	t	—	t	51.21 t	—	t	51.21 t	—	t	—	t
	5	51.21 t	—	t	—	t	—	t	—	t	51.21 t	—	t	51.21 t	—	t	—	t
紙くず・木くず混合	4	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
	5	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
廃石膏ボード	4	0.75 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.75 t	—	t	0.75 t	—	t	—	t
	5	0.75 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.75 t	—	t	0.75 t	—	t	—	t
繊維くず	4	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
	5	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
廃油	4	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
	5	0.00 t	—	t	—	t	—	t	—	t	0.00 t	—	t	0.00 t	—	t	—	t
合計	4	1,999.72 t	—	t	—	t	—	t	—	t	1,999.72 t	—	t	1,999.72 t	—	t	—	t
	5	1,999.72 t	—	t	—	t	—	t	—	t	1,999.72 t	—	t	1,999.72 t	—	t	—	t

別紙4

〈産業廃棄物の処理の委託に関する事項〉

産業廃棄物の種類	これまでに実施した取り組み	今後実施する予定の取り組み
がれき類 アスファルト殻	アスファルト殻を再生採石として再資源化する処分業者に処理委託する。	現状維持とします。
がれき類 コンクリート殻	コンクリート殻を再生採石として再資源化する処分業者に処理委託する。	現状維持とします。
木くず	木くずを代替燃料として再資源化する処分業者に処理委託します。	現状維持とします。
廃プラスチック類	廃プラスチック類を代替燃料として再資源化する処分業者に処理委託します。	現状維持とします。
金属くず	金属類を再生金属として再資源化する処分業者に処理委託する。	現状維持とします。
木くず 生木類	生木類を代替燃料として再資源化する処分業者に処理委託します。	現状維持とします。
瓦礫類	瓦礫類を再生採石として再資源化する処分業者に処理委託する。	現状維持とします。
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器類 廃石膏ボード	廃石膏ボードを再生石膏として再資源化する処分業者に処理委託する。	現状維持とします。
混合(紙くず・木くず)	上記の廃棄物の種類ごとに分別し、再資源化する処分業者に処理委託します。	現状維持とします。
石綿含有産業廃棄物	適正処理、処分する処分業者に処理委託します。	現状維持とします。
紙くず	適正処理、処分する処分業者に処理委託します。	現状維持とします。
ガラスくず	適正処理、処分する処分業者に処理委託します。	現状維持とします。
廃電気器具	適正処理、処分する処分業者に処理委託します。	現状維持とします。
繊維くず	適正処理、処分する処分業者に処理委託します。	現状維持とします。
汚泥	適正処理、処分する処分業者に処理委託します。	現状維持とします。